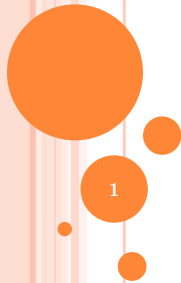


障害のある子の家族が 知っておきたい「親なきあと」



2016/03/13

「親なきあと」相談室主宰／行政書士
渡部伸わ

自己紹介

- 1961年生、福島県会津若松市出身
- 出版社に約30年勤務後、行政書士開業。同時に「親なきあと」相談室を開設
- 娘二人、次女は23歳で重度の知的障害者

※「親なきあと」相談室とは

障害のある子を持つ親のために、自分たちがいなくなったあとも、今ある法制度やサービスをうまく組み合わせることで、子どもが少しでも安心して暮らせるように、相談料無料でアドバイス。

<http://www.oyanakiato.com/>

2

障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」

2014年12月19日発売 主婦の友社刊1, 404円(税込)

「親なきあと」を心配している親にとって、法制度やサービスの内容を知ることが、今の子どもを生活安定させ、将来の準備をするためにも大切なことです。しかし、一人一人が最新情報を入手し、難解な法律用語を理解し、自分たちに役立てることは、至難の業ではないでしょうか。

この複雑で変化の激しい法律情報を、わかりやすく翻訳して伝えられれば、親たちの大きな力になるのではと思いました。そこで私は、行政書士という法律を扱う専門職として、障害のある子を持つ親の一人として、この役割を担っていこうと考えました。わが子に役立つ情報を得ることで、同じ悩みを持つ親の漠然とした不安を少しでも晴らし、気持ちを楽にしてもらいたい、そう考えて著したのがこの本です。

3

渡部 伸 (行政書士)

障害のある子の
家族が知っておきたい
「親なきあと」

社会の管理
従わねば
日常のケア



自分がいなくなったら
残された子どもは
どうなるのだろう

制度やサービスの現状を知り、親が元気なうちに、少しずつ準備を始めよう。

老障介護の悲劇を起こさないために

- 「親なきあと」の心配がなくなるほどの社会資源は、残念ながらありません
- でも、社会との接点があれば、どこかで救ってもらえるの福祉の体制はあります
- 法制度やサービスは変化し続けています。子どもがより質の高い生活を送れるために、知識と情報を得るようにしましょう

4

知っておいてほしいこと①

○「親なきあと」の歴史

コロニーの時代

ノーマライゼーション

地域生活移行～グループホーム登場

措置から契約へ

障害者権利条約の批准

障害者差別解消法の成立、施行

↓

少しずつではあるが、「いい方向」に向かっている!

5

知っておいてほしいこと②

○障害者総合支援法

日本の障害福祉制度の中心～「親なきあと」に大きく
関係する法律

障害者が地域で暮らす社会を目指す

2013年施行～3年後には見直しの予定

↓

法律は変化し続けている

当然これからも変わっていく

今が不満な状況でも、ベターな社会になる可能性はある!

6

「親なきあと」に必要な準備

- ①お金の管理方法
- ②生活の場の確保
- ③日常生活のフォロー～困ったときの支援
- ④今からやっておくべき準備は何か

7

①お金の管理に関するサポート制度

- 成年後見制度
- 日常生活自立支援事業
- 福祉型信託制度
- 遺言による相続

8

成年後見制度の基本理念とは

- 自己決定の尊重

自分のことは自分で決めることができ、その意思をみんなが尊重する→成年後見人は代行決定をするのではなく、意思決定支援をする

- 残存能力の活用

その人の持っている力を最大限生かして、自分らしく生きる

- ノーマライゼーション

障害者も可能な限り地域社会の一員として、通常の生活が送れるような環境や仕組みを作り出す

9

成年後見制度の基礎知識

- 判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、その人を保護して援助してくれる人を付けてもらうもの

- 民法に基づく法定後見と、任意後見に関する法律に基づく任意後見の2種類

- 法定後見には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3パターン、自分でできることは自分で決めるという精神

- 申立ては家庭裁判所に行く。成年後見人は希望を出せるが決定するのは家庭裁判所

10

障害のある子と成年後見制度

- 一度後見が始まると、途中で辞任することはよほどの理由がないとできない
- 年齢が若い障害者を、一人の後見人が見続けることも難しい
- 親が亡くなり、相続手続きが始まる時は後見人の必要性は高い
- 親たちがNPO法人を立ち上げ、継続的に障害者の後見を行おうという動きが増えてきている

11

NPOによる法人後見のメリット

- 後見業務を長期間継続できる
- 組織の中に情報共有ができ、担当者の交代の必要が生じたときに対応できる
- 困難事例に、複数の人間によるチーム対応ができる
- 地域のネットワークの活用や連携が行いやすい

12

法人後見のデメリット、課題

- 顔が見えにくい
- 責任の所在があいまい
- 意思決定が遅い
- 設立メンバーから代替わりができるか
- 長期的に法人の維持ができるか

13

任意後見制度とは

- 現時点では判断能力に問題はないが、将来衰えたときに備えて任意後見人を決めて契約する制度
- 契約内容は当事者同士で設定することができる
- 判断能力が衰えてきたら家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されたら、正式にスタート

14

まだ成年後見を利用するのはちょっと... という人に

親が元気なうちに以下のような制度をスタート

自分の体力や判断力が衰えてきたら、その時には子どものために成年後見制度を利用できるように準備

- 任意後見制度→親が任意後見契約を結び、子どもの後見申立ても契約事項に入れておく
- 日常生活自立支援事業の利用
- 親自身の社会参加(親の会、趣味のサークル、ボランティア活動...)
 - いざというときのセーフティネット
 - 状況が変わったら途中でやめることが可能!
 - 接点が多いほど気づいてもらいやすい!

15

日常生活自立支援事業とは

- 成年後見は判断能力の不十分な人のため、こちらは契約する判断能力はあるという人のため
- 福祉サービスの利用援助、金銭や書類管理などができる。成年後見の簡易版
- 事業主体となる社協などから、支援員が派遣され訪問。見守りの効果も期待できる

16

サービス内容と費用(横浜市の場合)

- 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理
1回につき1,250円～2,500円
(市民税課税金額による、生活保護受給者除く)
- 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス利用料
月額250円、年額3,000円(生活保護受給者除く)

※地域によって若干の違いがあります

17

福祉型信託制度とは

- 財産を信頼する人に託するのが信託。銀行でなくても可能
- 親が財産について信託契約を結び、自分が亡くなったあとも子どものために給付してもらい、子どもの亡くなった後の残った財産の行き先まで指定できる
- まだまだ浸透しているとは言い難い、税制も追いついていない、コーディネートしてくれる人材が必要
- ただし、障害者の家族の関心は高まってきていて、実現可能な仕組みも出始めている(ex.家族信託普及協会、保険信託)

18

遺言の基礎知識

- 一般的に使われるのは、自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類
- 遺言がなければ遺産は法定相続分で配分、ただし遺言があればそちらの内容が優先
- 法定相続分...配偶者 1/2 子 1/2
 配偶者 2/3 親 1/3
 配偶者 3/4 きょうだい1/4
- 相続遺留分...配偶者、子、親には一定の財産を取得する権利があるとされる。配偶者と子は法定相続分の1/2、親のみが法定相続人の場合には1/3

19

障害のある子に多く財産を残したい場合

- 法定相続分と大きく異なる金額を相続させたい場合は、相続遺留分に注意
- 父の遺産が6,000万円、遺言で妻に1,000万円、3人の子供のうち障害のある子に5,000万円、他の2人には相続分0とした場合→妻と2人の子には法定相続分の1/2の遺留分がある
- 遺留分を主張した場合
 妻... $6,000 \times 1/2 \times 1/2 = 1,500$ 万円
 他の子... $6,000 \times 1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 500$ 万円
 障害のある子... $6,000 - 1,500 - 500 - 500 = 3,500$ 万円
 ※家族で事前に話し合い、納得しておくことが重要!

20

遺言がなぜ必要か

- 「財産なんて特にない」「家族仲がいいから」そんなことは関係ありません
- 亡くなった本人の口座は凍結される、当座のお金に困った時に遺言があれば早くお金を引き出せる
- 障害のある子にお金を多めに残したい、というときにも当然効果を発揮
- 残った人たちが困らないように、自分の意思を残しておくのが親の責任では

21

②生活の場はどこになる

- 一人暮らし、グループホーム、障害者支援施設など、障害の性質によって選択肢は変わる
- 施設の絶対数は足りないが、毎年堅実に増えている。地域の情報収集を積極的に
- 地域生活支援拠点という新しい制度
- 決断するのはいつ?

22

③子どもが困った時に頼れる人は

- 支援施設の支援員、グループホームの世話人、通所施設の職員、ガイドヘルパーさん。地域の中では、各種施設を利用してなくても、民生委員や知的障害者支援員など
- 横浜市、東京都でスタートした見守りの取り組み
- 総合支援法のこの春の見直し案に、一人暮らしの障害者を支援する定期的な巡回訪問など、新しいサービスの創設がうたわれている
- 福祉サービスを積極的に利用したり、地域で支援してくれる方々とたくさん接点を持つておくことで、セーフティネットの網目がどんどん細かく強くなります!

23

事例その1～親がまだ若い現役世代のケース

- 両親が50代、本人が20代の三人家族
- 本人は重度の知的障害、日中は生活介護施設に通所
↓
- このまま生活介護施設に通い、短期入所や移動支援なども利用して将来違う環境で生活する練習を。
- 入所施設やグループホームの情報を積極的に集めておく

今のところはこれでOK!

24

事例その2～親の年齢が高いケース

- 母親が70代、本人は40代の二人家族
 - 本人は中度の知的障害、金銭管理はできない
 - 母親に認知症の疑いが出てきた
- ↓
- 母親と本人に成年後見人を付ける必要
 - この家族構成の場合は、母親の認知症に誰も気づかない恐れがある
 - 周囲に早めに気づいてもらうため、日常生活自立支援事業や任意後見契約を結び、定期的な訪問があるような環境を作っておくことが重要

25

事例その3～本人が一人暮らしのケース

- 本人は30代の軽度知的障害、両親の実家は同じ市内
 - 一人暮らしで就労もしているが、日常生活で困っていることも多く、親にたびたびSOSの連絡が行く。
- ↓
- 日常生活自立支援事業を利用し、定期的に生活支援員が訪問
 - 将来の「親なきあと」のために、社会とつながっておくことが大切

26

事例その4～

子どもが未成年で先の見通しが立てにくいケース

- 本人は高校生、中程度の知的障害と自閉症
- 学校になじめず不登校状態、病院にも通っていない
- 両親は離婚しており母親と二人暮らし、経済的には厳しい



- まずは役所の障害福祉課などに相談
- 子どもの日々の生活の場を確保

子どものことを相談できる相手を作る、母親が一人で抱え込まないようにする

27

④では、今からやっておくべき準備は何か？

- 将来のことについて家族で話し合ってみる→何かを決める必要はない
- 一人暮らしの練習を始める→ショートステイの利用
- 「ライフスタイルカルテ」を作ってみる

28

親がいなくなったとき、子どものことを知ってもらう 「ライフスタイルカルテ」(ラスカル)

- 今日、親がいなくなっても、これを見てもらえれば周囲の人が支援することができます
- 記入するのは、住所、氏名、緊急連絡先、医療に関する情報、障害の性質、成育歴などのプロフィール情報
- さらに、本人の好きなこと、苦手なこと、コミュニケーションの取り方、パニックや発作のこと、一週間の過ごし方、食事、入浴、排泄、移動外出など
- 本人を支援する方々がこのカルテを読むことによって、支援する際の参考になったり、他の機関と連携しやすくなります。項目別にまとめておきましょう

29

「親心の記録」改訂版のご紹介

- 支援する側の立場、実際に記入する親の立場を考えて監修
- わざわざ記入しなくても、コピーの貼り付けで済ませるところもあり

- 団体単位で無料配布中
問い合わせ先は下記

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目
4-14 八重洲N3ビル8階
(一社)日本相続知財センター
担当:武石、うつぎもと
フリーダイヤル:0120-750-279



30

NOW
PRINTING

障害のある子が「親なきあと」 お金に困らない本

2016年5月発売予定 主婦の友社刊1, 404円(税込)

ご家族からの質問で圧倒的に多いのは、親なきあとの生活にはどのくらいお金がかかるのか、障害のある子どもにどう残して渡せばいいのか、だれが管理してくれるのか.....といったお金に関する内容です。

そこで、この本では、経済的な側面にスポットを当てて、ご紹介していきます。

本人の障害の状況により、受けとれる障害年金や各種手当などの金額は変わってきます。また、ひとりになったときの住む場所などによって、支出の状況も大きく違います。

彼ら彼女らの「親なきあと」の生活で、収支のバランスは成り立っていくのか、日常的な支援制度や管理の仕方にはどんなものがあるのか、ほんとうに困ったときにはどんな手立てがあるのか...わが子が将来お金で困らないために、必要なことを、いっしょに学んでいきましょう。

31

本日のまとめ

- 社会と接点を持つ＝子どものことを話せる相手を見つけておく
- 状況は良くなっている、と気楽に構える
- 最低限の準備はしておく
- いざとなったら何とかなる!

32